

事業概要

この事業では、利用者や介護事業所を1つのチームとして、要介護度やADL等の改善を目指していただき、そのチームとしての取り組みや成果を評価し、表彰や認証などのインセンティブをお渡しすることで、更なる重度化防止に対する意識・意欲の向上や介護サービスの質の向上に繋げていくものです。

インセンティブの内容

- 参加した利用者には記念品を、成果指標（要介護度やADL等の改善・維持）の基準を満たした優秀な介護事業所には認証を付与
 - 特に優秀なチームは、表彰を行うとともに、介護事業所へ報奨金を交付
 - そのうち、優良な取り組みは事例集としてまとめ、広く介護事業所等へ広報
- ※ 特に優秀なチーム(金賞)は、令和6年10月に式典での表彰を予定しております。

参加要件

参加には介護事業所による所定の手続きが必要です。

利用者

- 要介護度やADL等の改善・維持に向けた意欲のある方
 - 在宅系サービスを利用している福岡市の介護保険被保険者
 - 参加申請時点において要介護1から要介護5までの認定を受けている方
 - その他、次のいずれにも該当しない方
- ※ 直近の要介護認定結果と比較して、すでに参加申請時点において心身の状態に著しく改善がある方
※ 給付制限等の対象になっている方

介護事業所

- 在宅系サービスを提供する福岡市内に所在する介護保険指定事業所

※ 令和4年4月1日以降に、介護保険法に基づく勧告以上の行政指導または行政処分を受けている介護事業所は、参加できません。



申込方法

- 市のホームページから、「参加申請書」、「同意書」をダウンロードして、下記問い合わせ先までご提出ください。
- 事業の詳細は、市のホームページ(右のQRコード)に記載しておりますので、申請前にご確認ください。



スケジュール

	令和5年度				令和6年度		
	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
募集期間	←→						
取組期間		→					
評価期間						→	

表彰式&講演会

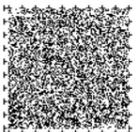
お問い合わせ先

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課(重度化防止推進担当)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL:092-733-5452 FAX:092-726-3328

MAIL: kaigohoken.PWB@city.fukuoka.lg.jp



在宅高齢者の要介護状態改善事業

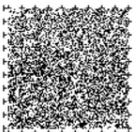
ふくおか 元気向上 チャレンジ

いきいきと心豊かに!

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、
福岡市はあなたを応援します!

申込受付
令和5年
9月末まで

要介護
1から5の方
対象



ふくおか 元気向上 チャレンジに 参加してみませんか？



介護が必要になっても…

あなたの「したい」「やりたい」を応援します！

元気になって
遠方の家族に
会いに行きたい。



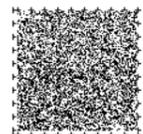
家族と一緒に
おいしいものを
食べたい。

参加の流れ

ステップ

1 参加手続き
目標設定

参加したい方は、
ご利用の介護事業所に
ご相談ください。



ステップ

2



目標に向かって、
チーム(あなたと介護事業所)で
取り組みます。

ステップ

3



要介護度や日常生活動作
(ADL)等の改善・維持
「したい」「やりたい」の実現

よくある質問



Q.1

どのような人が
参加できるの？

A. 福岡市の介護保険被保険者で、要介護1から5の認定を受け、在宅系サービスを利用されている方が対象となります。

Q.2

参加したら
何をやるの？

A. 介護事業所と相談しながら、目標を設定します。
(既に目標を設定されている方の場合、必ずしもその目標を変更する必要はありません。)
その目標の実現に向けて、介護事業所と一緒に、要介護度や日常生活動作(ADL)等の改善に取り組んでいただきます。

Q.3

取り組んだら
どうなるの？

A. 要介護度や日常生活動作(ADL)等の改善・維持の結果に応じて、表彰状や記念品を贈呈します。
また、より良い取り組みを行った方は、令和6年10月に式典での表彰を予定しております。



参考 令和4年度に
お渡しした
表彰状や記念品

※ 令和5年度は内容を
変更する可能性があります。



表彰状



マグカップ



扇子

Q.4

参加したいけど、
どうしたらいいの？

A. ご利用されている介護事業所へご相談ください。
参加する場合は、同意書を市へ提出する必要があります。

Q.5

同意書は
なぜ必要なの？

A. 参加の意思確認のほか、要介護度や日常生活動作(ADL)等の改善状況の効果を測定するため、市があなたの要介護認定の情報等を利用します。
また、この事業に参加し、取り組んだ内容を評価するため、介護事業所から報告を受けることがあります。
以上のことから、あらかじめ同意を頂いた上で、この事業を実施しています。

■ 要介護度

介護を必要としている度合いとして、要介護1から要介護5まで5段階あります。

■ 日常生活動作(ADL)

日常生活を送るうえで必要とされる身の回りの様々な動作のこと。
食事、歩行など。

